

平成30年(行ウ)第66号 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一 小林昌子

被告 和泉市長

原告第6準備書面

令和元年6月28日

大阪地方裁判所第7民事部合議1係 御中

原告 小林洋一



原告 小林昌子



- 1 被告は積算に用いられる『建設物価』、『積算資料』、『資材調査単価』は、市場性の高い資材については値引きがしやすく、市場性の低い資材は値引きが困難であり、造園以外の工種は市場性の高い資材の使用が多く、一方造園は市場性の低い資材を使用することが多い。この結果造園工事は値引きが困難で、造園工事以外は値引きがしやすいと主張し、これが造園工事の落札率が高止まる理由と主張する。

原告らは果たしてこのような事実が存在するのか、仮に存在したとしてもくじ落札の比率が全く異なる理由となるかは、前述した値引きに関する事実の提示が無い中で被告の主張は極めて疑わしいと考える。

例えば、被告答弁書10ページの工種別設計金額の内訳の資料で、造園とコストの構造が酷似する(『建設物価』等から積算される直接工事費の比率が低く、人件費等が含まれる現場管理費の比率が高い)舗装工事については、値引きに関して上記の状況が一定程度当てはまると考えられるが、舗装の落札は全ての工事契約について最低制限価格でのくじ落札となっており(甲2の16頁)、値引きがしにくいという状況には無い。

2 本件組合員間で平等に落札している事実

A等級落札実績 (H25～H29)

業者名	備考	落札額(千円)					合計
(株)秀秋園		15,690	30,410	8,850	2,420		57,370
(株)南大阪造園		3,280	10,870	3,490			17,640
(株)治兵衛		32,140	16,610	3,280	2,285	4,777	59,092
(株)山内造園土木		3,840	2,110	19,500	6,400		31,850
成和緑地建設(株)		11,910	7,632	7,825	22,082	3,948	53,397
(株)翠星園		6,667	2,600	18,200	4,760		32,227
(株)大翠緑化		10,000	4,400	4,774			19,174
大濱園芸	25-27年B等級	1,080	1,550	1,040			3,670
(株)藤井植物園		17,294	4,250	5,518	54,172		81,234
(株)さぬき造園土木	28-29年B等級	21,500	5,360	1,000			27,860
泉国造園(株)	28-29年B等級	24,290	4,940	430			29,660

 B等級落札

(丙1)をもとにA等級の落札結果を整理したのが上表である。これを見ると業者がほぼ平等に落札している。5回落札している(株)治兵衛と成和緑地建設(株)の2件を(株)南大阪造園と(株)大翠緑化に回せば、完全に平等に落札したこととなる。自由な競争下ではこのような平等な落札は考えられない。即ち自由な入札ではなく、本件組合員間で落札を平準化する入札調整(談合)が行われている疑いがぬぐえない。

なお同一入札日に複数の工事入札があったときは、落札した業者はその他の入札が無効となる制度があり、この制度が落札を平準化する方向に働くが、無効となった入札はH27.12.16日の3件、H28.12.16の14件の合計17件であり、全入札の264件に比べ少数でこの影響は僅かである。

尚A等級のみとしたのは、B等級の業者別の落札回数は、市の指名の影響が考えられるので検討から除外した。(指名が多ければ落札の機会も増えるため)

3 市の指名が談合を助長している事実

(丙2)をもとにB等級の指名状況を整理したのが次頁の表である。これを見ると業者別の指名回数をは、登録されている年度あたりの指名回数で本件組合員の業者は平均5.2回であるのに対し、非組合員の業者は2.2回と大きな差がある。本件組合員の業

者を優遇しており、非組合員の業者の指名が少ないことは、談合が可能な状況を市が作出していることとなる。

指名回数

	組合	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計(a)	登録年(b)	(c)=(a)/(b)	(c)の平均
泉国造園	○					9	1	10	2	5.0	5.2
さぬき造園土木	○					8	2	10	2	5.0	
讃岐造園	○					6	2	8	2	4.0	
青山石材	○	5	7	6	7	8	2	35	6	5.8	
大濱園芸	○	5	8	6	7			26	4	6.5	
創美庭苑	○	5	8	6	7	9	1	36	6	6.0	
植力造園土木	○	4	8	7	7	9	1	36	6	6.0	
昇永	○	5	7	6	6	8	2	34	6	5.7	
緑英	○	0	7	5	6	5	3	26	6	4.3	
クラブ美樹	○	5	7	7	7	9	2	37	6	6.2	
大阪グリーンセンター	○	3	2	2	2	2	1	12	6	2.0	
辻造園	○	5	7	6	7			25	4	6.3	
verdure	×						3	3	1	3.0	
カワカ・フアーツ	×						1	1	1	1.0	
彩	×				2	4	3	9	3	3.0	
泉伸土木	×	3			2	3	1	9	4	2.3	
森林組合	×			1	2	3	1	7	4	1.8	

本件組合間で談合の疑いありとの投書が度々寄せられている状況にあつては、和泉市は非組合員の業者を積極的に指名し談合が不可能な状況に誘導すべきであった。

以上